

京都市教育委員会監察員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第26号

京都市教育委員会監察員等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会監察員等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項第7号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)